

平塚市浅間町10番2先境界確定図

縮尺 1:250

※この図面はA2ですがA3で図面がおさまる場合はA3をお願いします

使用した公共基準点を記載

▲2A999

なるべく北方向を図面の上にする。

道路後退がある場合は後退図を記載

不調がある場合は破線で表示する

確定済区間に対して、点間距離に変更があった境界点より1スパンラップする。(隅切りは1ラップとみなさない。)

筆界線、個人名や法人名は入れない。

県や国、他市の境界標の場合は市境界標マークの右上に「国」「県」「伊」「厚」などと表示

地番表示にハイフンは使わず登記簿謄本通り、〇〇番〇と表示する。

確定済区間の路線名と文書番号を記載。

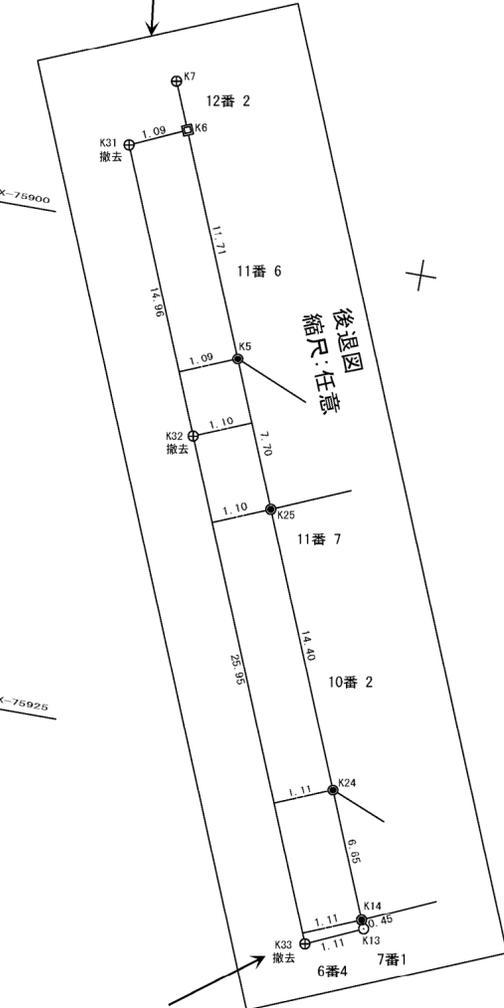
境界点番号は「K」をつけて反時計回りで記載する。※1後退図の撤去境界等には、※1の続き番号で採番する。

使用した基準点を記載

寸法は小数点第3位を四捨五入

幅員は垂線距離を記載

見づらい場所は詳細図をつける



不要になった境界標は撤去と記載、現地の境界標も撤去する。撤去した点の座標も座標一覧表に記載する。

公図、図面、隣接地所有者承諾書と合致させる。

座標一覧表 (世界測地系2011)

点名	X	Y
K1	-75877.877	-45794.373
K2	-75882.060	-45796.032
K3	-75894.084	-45824.675
K4	-75906.568	-45854.395
K5	-75904.849	-45858.553
K6	-75894.017	-45862.997
K7	-75891.693	-45863.950
K8	-75892.144	-45864.939
K9	-75875.850	-45871.617
K10	-75879.154	-45873.424
K11	-75909.401	-45861.010
K12	-75933.488	-45851.115
K13	-75931.860	-45847.458
K14	-75931.440	-45847.631
K15	-75916.519	-45814.028
K16	-75902.728	-45782.969
K17	-75895.774	-45786.366
K18	-75899.997	-45787.907
K19	-75913.175	-45817.617
K20	-75913.046	-45817.665
K21	-75916.448	-45825.325
K22	-75920.109	-45833.199
K23	-75926.403	-45847.375
K24	-75925.286	-45850.159
K25	-75911.968	-45855.630
K26	-75898.307	-45823.110
K27	-75884.929	-45791.241
K28	-75894.481	-45786.997
K29	-75916.172	-45776.404
K30	-75876.463	-45795.001

座標一覧表 (世界測地系2011)

点名	X	Y
2A999	-75858.780	-45800.971
S62-228	-75911.936	-45855.719
T1	-75888.822	-45787.918
T2	-75891.038	-45805.952
T3	-75925.496	-45834.341

地番	承諾印	備考
6番4	別紙に承諾印あり	
7番1	別紙に承諾印あり	
10番2	別紙に承諾印あり	
10番3	別紙に承諾印あり	
10番4	別紙に承諾印あり	
10番5	別紙に承諾印あり	
10番6	別紙に承諾印あり	
11番3	別紙に承諾印あり	
11番4	別紙に承諾印あり	
11番5	別紙に承諾印あり	
11番6	別紙に承諾印あり	

地番	承諾印	備考
11番7	別紙に承諾印あり	
11番8	別紙に承諾印あり	
11番9	別紙に承諾印あり	
11番10	別紙に承諾印あり	
11番11	別紙に承諾印あり	
11番12	別紙に承諾印あり	
12番2	別紙に承諾印あり	
18番3	別紙に承諾印あり	
18番4	別紙に承諾印あり	
18番5	別紙に承諾印あり	
18番6	別紙に承諾印あり	

地番	承諾印	備考
18番7	別紙に承諾印あり	
18番8	別紙に承諾印あり	
18番9	別紙に承諾印あり	
18番10	別紙に承諾印あり	
19番3	別紙に承諾印あり	
19番4	別紙に承諾印あり	
19番5	別紙に承諾印あり	
19番6	別紙に承諾印あり	
19番7	別紙に承諾印あり	

凡例			
○	新設市境界杭	■	新設民境界杭
⊕	既設市境界杭	田	既設民境界杭
●	新設市明示板	■	新設民明示板
⊙	既設市明示板	□	既設民明示板
●	新設 錠	●	図上点
○	既設 錠	▲	市基準点錠
		△	その他基準点錠

道路後退のみの場合は路線名を記入

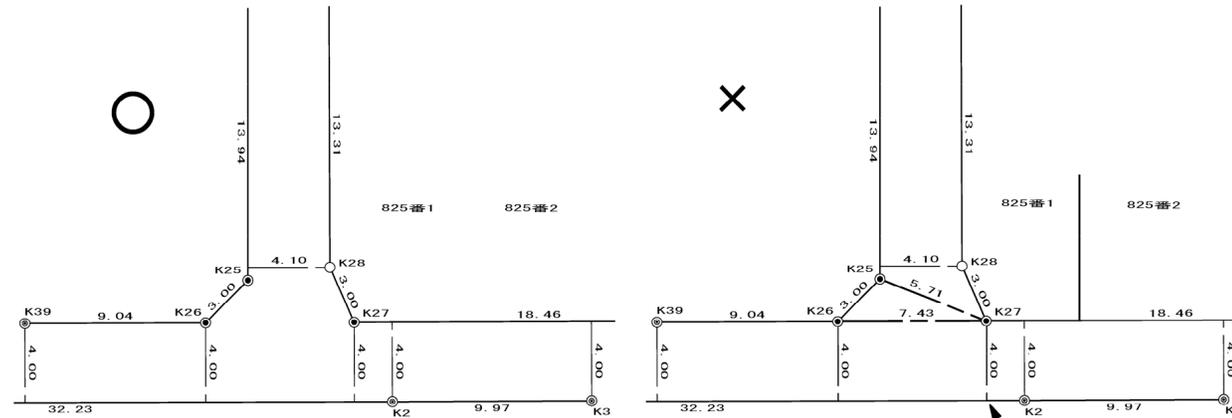
隣接地所有者と立ち合った日付

境界標を設置した日付

路線名	開発帰属道路		
立会年月日	H23. 4. 14	実測年月日	H23. 4. 18
作業者名	平塚測量設計株式会社		
平塚市土木部土木総務課(境)			

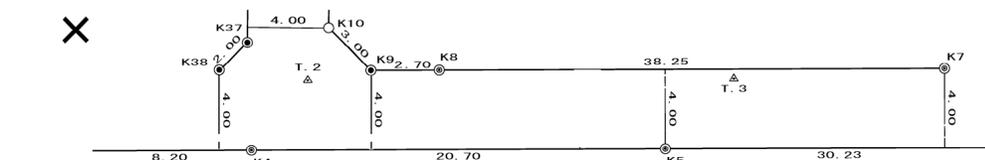
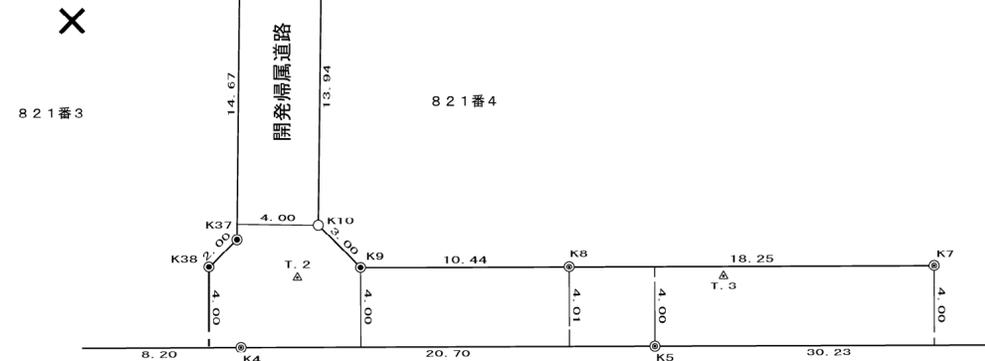
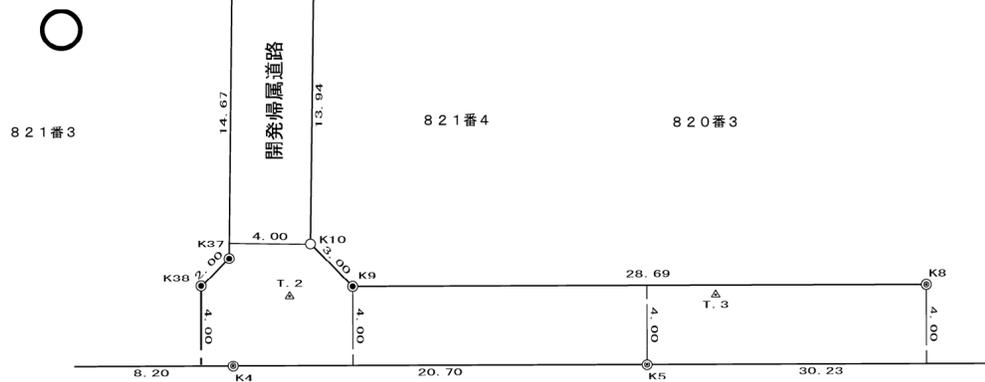
境界確定図作成時及び 境界標設置、撤去時における注意事項

筆界線は不要です。



全ての境界標から垂線表示してください。
(垂線が引けないものを除く)
なお、三斜表示や隅切部の開口部における
杭間距離等の表示は不要です。

垂線は一点鎖線を使用してください。



既存の道路との1ラップ部分について
開発事業地側における
①スパン延長30m以内の直線上の境界標
②区間延長3m未満の直線上の境界標
は撤去してください。

幅員1cm未満の差は直線とみなします。
幅員1cm以上、2cm未満の場合は、
道路幅員が減少する場合のみ、撤去してください。

＝隣接地所有者の土地面積が少し増える場合

*** その他の注意事項**
境界標は官地側から設置してください。

平塚市役所 土木総務課
平成30年4月18日作成